

適正な医療保険の取扱いについて



●平成 29 年 1 月 19 日の報道につきまして

平成 29 年 1 月 19 日の各種朝刊におきまして、社会保障審議会医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会（以後：検討専門委員会）の場で、鍼灸マッサージの医療保険における不正請求が 2005 年以降、9 億 5 千万円に上るといった報告があったとの報道がなされました。

まずは国民の皆さまに対し、鍼灸マッサージ療養費の件において大変なご心配をおかけいたしました事を心よりお詫び申し上げます。

私たち（公社）全日本鍼灸マッサージ師会ではかねてより、伝統的で副作用の少ない優れた東洋医学である鍼灸あん摩指圧療法、リハビリテーションの一環としてのマッサージ療法について、健康保険を用いて施術を受けられる事が国民の皆さまにとっての利益となると考えてこれを推進して参りました。その一方で、限りある社会資源としての健康保険財源を適切に使用していかなければならないという観点から、不正撲滅・適正化に向けての自主的な取り組みを行うと共に国に対しての制度整備を長年にわたり訴えてまいりました。

前述の専門検討委員会においても本会からも委員を選出し、①患者さまの利便性の確保、②早急な不正防止策策定の両立のための提言を行っております。

一部の不正行為を行う業者のために、必要な施術を必要な患者さまにご提供できなくなることはないよう、責任ある公益社団法人として制度改正を訴え続けてまいります。

●本会の取り組みについて

本会では各県師会を通じて、以下のような取り組みを行い療養費の適正な取扱いに努めております。

- ①適正な保険取扱いのための会員に対する説明会の実施
- ②各会員が行う保険請求に対して不正や不適切な取扱いが無いか審査会や指導会の実施
- ③行政や保険者との適正な取扱いのための意見交換
- ④良質な施術を提供するための研修会の実施

■本会および本会会員は療養費の適正な取扱いに努めております■

師会名

会員施術所・会員名